

注
意

『公共施設等共通利用券』は デマンド型交通には使えません

巡回バスの料金支払いに使用する『公共施設等共通利用券』の購入については、巡回バスの終了（平成30年12月末から順次終了）を考慮の上で、お買い求めください。

新たに運行するデマンド型交通の料金は、『公共施設等共通利用券』で支払うことができません。

なお、余った利用券の払い戻しはできません。

※巡回バス以外の施設（悠友館、荒川荘、町民体育館、B&G 海洋センター、ふれあい広場、武道館）については、これまでと同様に『公共施設等共通利用券』を使用できます。

【お問合せ】 吉見町役場 政策財政課政策調整係 TEL : 0493-54-5026